

**令和6年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）
新旧対照表（案）**

令和6年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
4	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画 その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得 られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画 その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくり</u> など、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教 訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県地域防 災計画に合わ せた修正																								
10	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 2 県及び県関係機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知県 春日井 警察署</td><td>(略)</td><td>1～10 (略) 11 緊急通行車両等の事 <u>前審査及び確認</u></td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	愛知県 春日井 警察署	(略)	1～10 (略) 11 緊急通行車両等の事 <u>前審査及び確認</u>	(略)	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 2 県及び県関係機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知県 春日井 警察署</td><td>(略)</td><td>1～10 (略) 11 緊急通行車両等の確 <u>認及び確認証明書の交</u> <u>付</u></td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	愛知県 春日井 警察署	(略)	1～10 (略) 11 緊急通行車両等の確 <u>認及び確認証明書の交</u> <u>付</u>	(略)	愛知県地域防 災計画に合わ せた修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
愛知県 春日井 警察署	(略)	1～10 (略) 11 緊急通行車両等の事 <u>前審査及び確認</u>	(略)																								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
愛知県 春日井 警察署	(略)	1～10 (略) 11 緊急通行車両等の確 <u>認及び確認証明書の交</u> <u>付</u>	(略)																								
28	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (1) (略) (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><td>防 災 圏 域</td><td>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</td><td>圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東 部 地 区</td><td>東部市民センター</td><td>(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、旧西藤山台</td></tr></table>	防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)	(略)	(略)	(略)	東 部 地 区	東部市民センター	(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、旧西藤山台	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (1) (略) (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><td>防 災 圏 域</td><td>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</td><td>圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東 部 地 区</td><td>東部市民センター</td><td>(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、西藤山台運</td></tr></table>	防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)	(略)	(略)	(略)	東 部 地 区	東部市民センター	(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、西藤山台運	表記の整理						
防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)																									
(略)	(略)	(略)																									
東 部 地 区	東部市民センター	(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、旧西藤山台																									
防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏域内指定一般避難所 (小 学 校 等)																									
(略)	(略)	(略)																									
東 部 地 区	東部市民センター	(略)、高蔵寺まなびと交 流センター、西藤山台運																									

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
30	小学校施設、(略) (3)、(4) (略) (5) 指定一般避難所 尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学と南城中学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。 (6) (略) <u>(追加)</u>	動交流ひろば、(略) (3)、(4) (略) (5) 指定一般避難所 尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、<u>西藤山台運動交流ひろば</u>、中部大学と南城中学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。 (6) (略) <u>(7) 救護所</u> <u>防災拠点、休日・平日夜間急病診療所及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。</u>	表記の整理 表記の整理
39	第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 3 総合防災情報システム (略) 総合防災情報システム 消防情報システム 通信指令システム 発信地表示システム 指令伝送システム 地図検索システム 救急医療情報システム 気象情報システム 車両管理システム <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 災害支援情報システム 防災支援システム 住民情報 福祉情報 地図情報 防災情報 災害支援システム 被災者情報 救援物資情報 ボランティア情報 地域防災無線システム	第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 3 総合防災情報システム (略) 総合防災情報システム 消防情報システム 通信指令システム <u>統合型位置情報通知システム</u> 指令伝送システム 地図検索システム 救急医療情報システム 気象情報システム <u>出動車両運用管理装置</u> <u>災害情報共有システム</u> <u>支援システム</u> 災害支援情報システム 防災支援システム 住民情報 福祉情報 地図情報 防災情報 災害支援システム 被災者情報 救援物資情報 ボランティア情報 地域防災無線システム	表記の整理
40	第 4 節 非常用物資の備蓄 2 食糧及び生活必需品 (1) (略)	第 4 節 非常用物資の備蓄 2 食糧及び生活必需品 (1) (略)	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	(2) 行政備蓄 (略) ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数（15,000人）の3食×3日分の食糧を<u>令和5年度までに拡充を図り、備蓄する。</u>	(2) 行政備蓄 (略) ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数（15,000人）の3食×3日分の食糧を備蓄する。	表記の整理
44	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 消防通信体制の整備 (略) 消 防 情 報 シ ス テ ム	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 消防通信体制の整備 (略) 消 防 情 報 シ ス テ ム	表記の整理
56	第2章 市民の防災行動力の向上 第3節 自主防災組織の推進 3 活動に対する市の支援 (1) (略) (2) 資器材の整備	第2章 市民の防災行動力の向上 第3節 自主防災組織の推進 3 活動に対する市の支援 (1) (略) (2) 資器材の整備	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	市は、防災器具庫をはじめ <u>可搬式小型動力ポンプ等組織的活動</u> に必要な資器材の整備を支援する。	市は、防災器具庫をはじめ組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。	表記の整理
56	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 (1) <u>市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社やNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携・協力や、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
57	(略) なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 <u>(追加)</u>	(略) なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 (2) <u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
58	第5節 要配慮者の安全対策 (略) 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	第5節 要配慮者の安全対策 (略) 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア <u>関係団体等</u> の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理
60	1 (略) 2 避難行動要支援者対策 (1)～(4) (略) (5) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成	1 (略) 2 避難行動要支援者対策 (1)～(4) (略) (5) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	(略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。	(略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
61	(略) 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	(略) 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
62	4、5 (略) 6 指定福祉避難所の整備 <u>要配慮者の避難所として指定福祉避難所を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう整備を図る。</u> <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	4、5 (略) 6 指定福祉避難所の整備 <u>(1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>(2) 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	7、8 (略) <u>(追加)</u>	<u>(3) 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>(4) 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 7、8 (略) 9 災害ケースマネジメント 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
68	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u>	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (1)～(5) (略) <u>(6) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
70	2 (略) 3 宅地等の安全対策 (1) 宅地等造成行為の指導 市域の約3分の1が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域に指定されており、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視など法律の適正な運用に努める。 (2)～(6) (略)	2 (略) 3 宅地等の安全対策 (1) 宅地等造成行為の指導 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域において、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視など法律の適正な運用に努める。 (2)～(6) (略)	表記の整理
75	4、5 (略) 6 文化財の保護 (1)～(5) (略)	4、5 (略) 6 文化財の保護 (1)～(5) (略)	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	(6) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。	(6) 防火・消防施設等の設置 貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。	表記の整理
78	第2節 都市基盤整備の推進 2 ライフライン施設 (1) (略) (2) 上水道 ア 施設の耐震化 断水を最小限にとどめるため、老朽配水管の布設替、 <u>老朽施設の改善等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。</u>	第2節 都市基盤整備の推進 2 ライフライン施設 (1) (略) (2) 上水道 ア 施設の耐震化 断水を最小限にとどめるため、老朽配水管の布設替等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。	表記の整理
88	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1)、(2) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 ア (略) 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1)、(2) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 ア (略) 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
93	5 (略) 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1)～(3) (略) (4) 通信手段の確保 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。	5 (略) 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1)～(3) (略) (4) 通信手段の確保 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

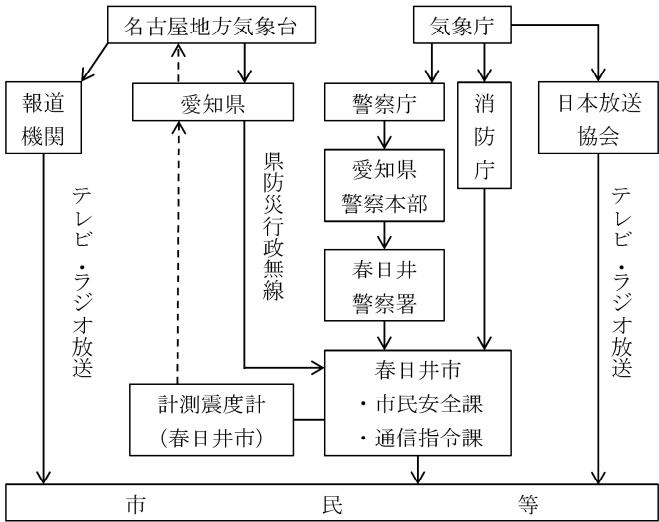
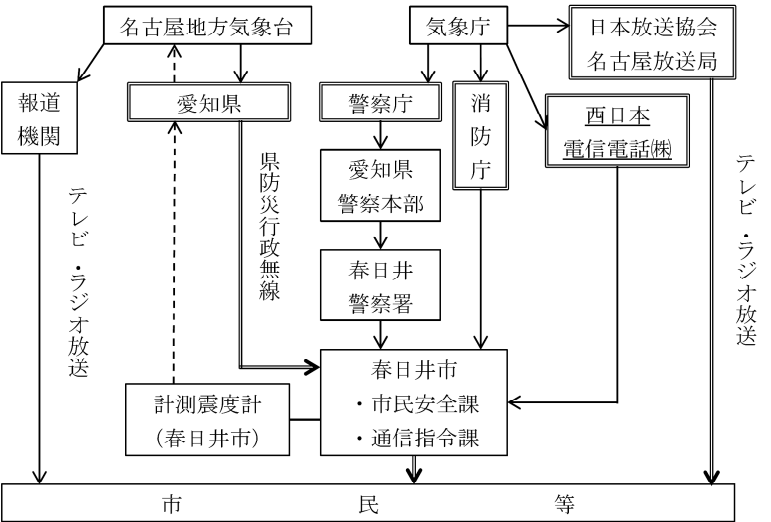
頁	修 正 前	修 正 後	備 考																												
99	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (1) (略) (2) 組織 ア (略) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">警戒本部員</td><td>本部事務局部^{※1}</td><td>市民安全課</td><td>全職員</td></tr> <tr> <td>動員部^{※1}</td><td>人事課</td><td rowspan="2">左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>避難部^{※1}</td><td>教育総務課 文化・生涯学習課</td><td rowspan="2">上含む）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ※1は、災害対策本部の組織である。 イ (略) 3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 (略)	警戒本部員	本部事務局部 ^{※1}	市民安全課	全職員	動員部 ^{※1}	人事課	左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）	(略)	(略)	避難部 ^{※1}	教育総務課 文化・生涯学習課	上含む）	(略)	(略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (1) (略) (2) 組織 ア (略) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">警戒本部員</td><td>本部事務局部本部班^{※1}</td><td>市民安全課</td><td>全職員</td></tr> <tr> <td>本部事務局部動員班^{※1}</td><td>人事課</td><td rowspan="2">左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>避難部^{※1}</td><td>教育総務課 いきがい推進課</td><td rowspan="2">上含む）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ※1は、災害対策本部の組織である。 イ (略) 3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 (略)	警戒本部員	本部事務局部本部班 ^{※1}	市民安全課	全職員	本部事務局部動員班 ^{※1}	人事課	左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）	(略)	(略)	避難部 ^{※1}	教育総務課 いきがい推進課	上含む）	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
警戒本部員	本部事務局部 ^{※1}		市民安全課	全職員																											
	動員部 ^{※1}		人事課	左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）																											
	(略)		(略)																												
	避難部 ^{※1}		教育総務課 文化・生涯学習課	上含む）																											
	(略)	(略)																													
警戒本部員	本部事務局部本部班 ^{※1}	市民安全課	全職員																												
	本部事務局部動員班 ^{※1}	人事課	左記の課の主査 職以上2名（うち 管理職1名以上 含む）																												
	(略)	(略)																													
	避難部 ^{※1}	教育総務課 いきがい推進課	上含む）																												
	(略)	(略)																													
101																															

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
106	災 害 対 策 本 部 組 織 図 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、総務部参事、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部次長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 春日井市災害警戒本部 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 ボランティア部 会計部 「災害支援本部」（指定福祉避難所） 防災拠点（指定一般避難所） 補完施設（指定福祉避難所） 指定一般避難所 医薬品等供給拠点 ごみ処理施設 ごみ収集拠点施設 し尿処理施設 物資集配拠点 施設配備態勢 部長会議	災 害 対 策 本 部 組 織 図 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 本部長（市長） （削除） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、総務部参事、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部次長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 春日井市災害警戒本部 本部事務局 （削除） 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 （削除） 会計部 「災害支援本部」（指定福祉避難所） 防災拠点（指定一般避難所） 補完施設（指定福祉避難所） 指定一般避難所 医薬品等供給拠点 ごみ処理施設 ごみ収集拠点施設 し尿処理施設 物資集配拠点 施設配備態勢 部長会議	組織改正に伴う修正
107	4、5 （略） 6 配備態勢等 (1) （略） (2) 配備の報告 ア （略） イ 第1次非常配備態勢 対策本部の総括担当者及び施設長は、<u>動員部</u>に報告する。 ウ 第2次非常配備態勢 (7) 対策本部の総括担当者は、<u>動員部</u>に報告する。 (4) 支援本部の部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を<u>動員部</u>に報告する。	4、5 （略） 6 配備態勢等 (1) （略） (2) 配備の報告 ア （略） イ 第1次非常配備態勢 対策本部の総括担当者及び施設長は、<u>本部事務局動員班</u>に報告する。 ウ 第2次非常配備態勢 (7) 対策本部の総括担当者は、<u>本部事務局動員班</u>に報告する (4) 支援本部の部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を<u>本部事務局動員班</u>に報告する。	組織改正に伴う修正

頁	修 正 前				修 正 後				備 考
112	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	代表市変更に 伴う修正
	(略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和5年度は、 <u>四日市</u> 市が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>四日市</u> 市				(略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和6年度は、 <u>茨木</u> 市が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>茨木</u> 市				
	担当課	住 所	連絡先	電話 FAX	担当課	住 所	連絡先	電話 FAX	
	危機管理統括部 危機管理課	<u>三重県四日市市諏訪町1番5号</u>	<u>059-354-8119</u> <u>059-350-3022</u>		総務部 危機管理課	<u>大阪府茨木市駅前三丁目8番13号</u>	<u>072-620-1617</u> <u>072-624-9249</u>		
113	(略)	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等 (略)			(略)	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等 (略)			他市町の組織 改正に伴う修正
	市町名	担当部課名	住所	連絡先 電話 FAX	市町名	担当部課名	住所	連絡先 電話 FAX	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	福岡県 春日市	<u>地域生活部 安全安心課</u>	(略)	(略)	福岡県 春日市	<u>総務部 安全安心課</u>	(略)	(略)	
117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正
	5 (略) 6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局総務班が窓口として受け付け、人材は動員部、物資は物資供給部と調整をとり、受入体制を整える。				5 (略) 6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局受援総括班が窓口として受け付け、人材は本部事務局動員班、物資は物資供給部と調整をとり、受入体制を整える。				
	第4節 ボランティアとの連携 【ボランティア部】				第4節 ボランティアとの連携 【市民窓口部】				
	1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1)、(2) (略) (3) ボランティア部に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、市災害				1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1)、(2) (略) (3) 市民窓口部ボランティア班に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重				

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
118	対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。 2 ボランティアコーディネーター (1) ボランティアコーディネーターは、ボランティア部及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付、需給調整など）や、ボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 (2) ボランティア部は、災害救援ボランティアセンター、災害救援地域ボランティアセンター及びNPO・ボランティア関係団体のボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。 3 ボランティア団体等との連携 市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場</u>において、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。 2 ボランティアコーディネーター (1) ボランティアコーディネーターは、<u>市民窓口部ボランティア班</u>及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付、需給調整など）や、ボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 (2) <u>市民窓口部ボランティア班</u>は、災害救援ボランティアセンター、災害救援地域ボランティアセンター及びNPO・ボランティア関係団体のボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。 3 ボランティア団体等との連携 市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	ボランティアの受入れの流れ	ボランティアの受入れの流れ	組織改正に伴う修正
121	第2章 情報の収集及び伝達 第2節 地震情報等の収集及び伝達 1 地震情報 (1) 情報伝達系統	第2章 情報の収集及び伝達 第2節 地震情報等の収集及び伝達 1 地震情報 (1) 情報伝達系統	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
122 (2) 情報の種類及び発表基準等 ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 を特別警報に位置付けている。	 ----- 震度情報ネットワーク システムによる震度情報系統 (追加)	 ----- 震度情報ネットワーク システムによる震度情報系統 注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 3 号並びに第 9 条の規定に基づく法定伝達先 注 2) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報のもしくは主知の措置が義務付けられている伝達経路 (2) 情報の種類及び発表基準等 ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、<u>最大震度</u> 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の<u>揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。	表記の整理 愛知県地域防災計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	イ <u>震度速報</u> 国内で震度３以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生の約１分半後に速報する。 ウ <u>震源・震度に関する情報</u> 国内で震度３以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、各地域・市町村の震度を地震発生の５分後をめどに発表する。 エ <u>各地の震度に関する情報</u> 愛知県内で震度１以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の各観測点の震度を地震発生の５分後をめどに発表する。 オ <u>上記基準のほか、名古屋地方気象台が必要と認めたときは、情報を発表することがある。</u>	イ <u>地震に関する情報</u> 地震発生約１分半後に震度３以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。 <u>(削除)</u>	表記の整理
124	第３節 被害情報の収集及び伝達 １ 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア、イ (略)	第３節 被害情報の収集及び伝達 １ 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア、イ (略)	表記の整理

頁	修 正 前							修 正 後							備 考		
129	ウ (略) (2)、(3) (略) 2、3 (略) 4 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。							ウ (略) (2)、(3) (略) 2、3 (略) 4 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。							表記の整理		
130	区分		報告を要する場合				報告先		区分		報告を要する場合					報告先	
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)					(略)	
	水道施設被害		(略)				春日井保健所		水道施設被害		(略)					愛知県建設局上下 水道課指導管理室	
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)				(略)		
	5 火災・災害即報要領に基づく報告 (略) 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先							5 火災・災害即報要領に基づく報告 (略) 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先							表記の整理		
	区分		平 常 時	第 1 非 常 配 備	第 2 非 常 配 備 (準備 強化体 制)	第 2 非 常 配 備 (警戒 体制)	第 3 非 常 配 備	区分		平 常 時	第 1 非 常 配 備	第 2 非 常 配 備 (準備 強化体 制)	第 2 非 常 配 備 (警戒 体制)	第 3 非 常 配 備			
	配備場所		尾張県民事務所 (三の丸庁舎 4 階)			災害対策室 (三の丸庁舎地下 2 階)		配備場所		尾張県民事務所 (三の丸庁舎 4 階)			災害対策室 (三の丸庁舎地下 2 階)				
	勤務 時間 内	(略)	(略)	(略)	(略)			勤務 時間 内	(略)	(略)	(略)	(略)					
		防災行 政無線	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)						
			(略)	(略)	総務 班	無線発信番号- 602-1101			(略)	(略)	総務 班	無線発信番号- 602-2428					
			(略)	(略)	情報 班	無線発信番号- 602-1102, 1105, 1106, 2428			(略)	(略)	情報 班	無線発信番号- 602-2211, 2522, 2602					
	(略)		(略)	支援	無線発信番号-		(略)	(略)	支援	無線発信番号-							

頁	修 正 前					修 正 後					備 考
133				班	602-1107, 2211, 2296				班	602-2296	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
	6～8 (略) (追加)					6～8 (略) 9 災害ケースマネジメントの実施 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。					
135	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア (略) ア 災害情報の報道要請 災害情報の報道は、情報管理部広報伝達班でとりまとめ、本部事務局へ報告するとともに報道機関へ要請する。 イ 災害情報の提供 情報管理部広報伝達班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。提供情報の主な項目は、次のとおりとする。					第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア (略) ア 災害情報の報道要請 災害情報の報道は、情報管理部報道班でとりまとめ、本部事務局へ報告するとともに報道機関へ要請する。 イ 災害情報の提供 情報管理部報道班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。提供情報の主な項目は、次のとおりとする。					表記の整理
144	第3章 消防・救助活動 第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 【本部事務局、 <u>動員部</u> 、消防公安部】 1 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。					第3章 消防・救助活動 第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 【本部事務局、消防公安部】 1 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段					組織改正に伴う修正 愛知県地域防災計画に合わ

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																				
		<u>としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	せた修正																				
146	第 4 章 救援及び救護	第 4 章 救援及び救護	組織改正に伴う修正																				
	第 1 節 避難	第 1 節 避難																					
149	【本部事務局、消防公安部、技術部、避難部、各施設、警察署】 3 避難誘導 (1)～(3) (略) (4) 避難開始とともに、警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を実施する。また、市民が避難した地域においては、状況に応じて警ら警戒を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。	【本部事務局部、 <u>市民窓口部</u> 、消防公安部、技術部、避難部、各施設、警察署】 3 避難誘導 (1)～(3) (略) (4) 避難開始とともに、 <u>市職員</u> 、警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を実施する。また、市民が避難した地域においては、状況に応じて警ら警戒を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。		表記の整理																			
154	第 2 節 給水 5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、本部事務局局部 <u>総務班</u> を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。	第 2 節 給水 5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、本部事務局局部 <u>受援総括班</u> を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。	組織改正に伴う修正																				
157	第 3 節 食糧 2 炊出し (1) (略) (2) 炊出しの方法 ア～エ (略) オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局局部 <u>総務班</u> を窓口として、物資供給部と調整の上、受け入れを検討する。	第 3 節 食糧 2 炊出し (1) (略) (2) 炊出しの方法 ア～エ (略) オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局局部 <u>受援総括班</u> を窓口として、物資供給部と調整の上、受け入れを検討する。	組織改正に伴う修正																				
158	3 (略)	3 (略)																					
	4 食糧等の調達に関する協定 (略)	4 食糧等の調達に関する協定 (略)																					
	<table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>株式会社ケーヨー</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	物資の種別	(略)	(略)	<u>株式会社ケーヨー</u>		(略)		(略)	(略)	<table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	物資の種別	(略)	(略)	<u>(削除)</u>		(略)		(略)	(略)	企業合併に伴う削除
協定先	物資の種別																						
(略)	(略)																						
<u>株式会社ケーヨー</u>																							
(略)																							
(略)	(略)																						
協定先	物資の種別																						
(略)	(略)																						
<u>(削除)</u>																							
(略)																							
(略)	(略)																						

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																						
160	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社ケーヨー</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>株式会社カインズ</td><td></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr><tr><td>(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 様式・資料集 (略) 第2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時における支援協力に関する協定 <u>(追加)</u>	協定先	物資の種別	(略)	(略)	株式会社ケーヨー		(略)		株式会社カインズ		<u>(追加)</u>		(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>株式会社カインズ</td><td></td></tr><tr><td>プラス株式会社ジョインテック</td><td></td></tr><tr><td>スカンパニー</td><td></td></tr><tr><td>(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>パナソニックホールディングス株式会社</td><td>乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタン</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 様式・資料集 (略) 第2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時における支援協力に関する協定 <u>災害時における物資の供給に関する協定</u>	協定先	物資の種別	(略)	(略)	<u>(削除)</u>		(略)		株式会社カインズ		プラス株式会社ジョインテック		スカンパニー		(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会	(略)	パナソニックホールディングス株式会社	乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタン	(略)	(略)	企業合併に伴う削除 協定の締結による追加
協定先	物資の種別																																								
(略)	(略)																																								
株式会社ケーヨー																																									
(略)																																									
株式会社カインズ																																									
<u>(追加)</u>																																									
(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会	(略)																																								
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																								
(略)	(略)																																								
協定先	物資の種別																																								
(略)	(略)																																								
<u>(削除)</u>																																									
(略)																																									
株式会社カインズ																																									
プラス株式会社ジョインテック																																									
スカンパニー																																									
(一社)愛知県LPガス協会尾張支部春日井分会	(略)																																								
パナソニックホールディングス株式会社	乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタン																																								
(略)	(略)																																								
162	第5節 医療 1 医療活動 (1)～(3) (略) (4) 救護所の開設 災害直後は、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。	第5節 医療 1 医療活動 (1)～(3) (略) (4) 救護所の開設 災害直後は、休日・平日夜間急病診療所、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。	表記の整理																																						
165	第6節 住宅の確保 【技術部】 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等により居住の安定を図る。 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のた	第6節 住宅の確保 【技術部、市民窓口部】 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理、<u>障害物の除去</u>等により居住の安定を図る。 (削除)	組織改正に伴う修正 表記の整理																																						

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	め、<u>応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</u> 応急仮設住宅の設置については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、<u>公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃借型応急住宅の提供</u>により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 (略) 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。 2 市及び県における措置 (1)～(4) (略) (5) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。 3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。 <u>(追加)</u>	応急仮設住宅の設置については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 (略) 1 被災住宅の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等</u>に必要な次の調査を実施する。 2 市及び県における措置 (1)～(4) (略) (5) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」(平成 24 年 11 月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。 3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。<u>なお、被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</u> <u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>イ 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	表記の整理 表記の整理 愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	(1) 応急修理を受ける者の範囲 ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 (2) 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 (3) 修理の費用 修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 (4) 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。 (5) 修理の方法 修理は、現物給付をもって実施する。	る屋根、外壁、建具等の必要な部分 ウ 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 エ 修理の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 オ 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 応急修理を受ける者の範囲 ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 イ 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 ウ 修理の費用 修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 エ 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。 オ 修理の方法 修理は、現物給付をもって実施する。	表記の整理
173	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1) (略) (2) 緊急輸送道路の機能確保	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1) (略) (2) 緊急輸送道路の機能確保	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																				
173	(略) また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 (略) (3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア、イ (略) <table><tr><td>協定先</td><td>協定の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>物資の輸送、物資保管場所の確保</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略) また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき</u>、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 (略) (3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア、イ (略) <table><tr><td>協定先</td><td>協定の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>物資の輸送、物資保管場所の確保</td></tr><tr><td>福山通運株式会社春日井支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社</td><td>物資輸送及び物資集配拠点の<u>運営補助</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保	福山通運株式会社春日井支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の <u>運営補助</u>	(略)	(略)	愛知県地域防災計画に合わせた修正 協定の締結による追加
協定先	協定の内容																						
(略)	(略)																						
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																						
(略)	(略)																						
協定先	協定の内容																						
(略)	(略)																						
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保																						
福山通運株式会社春日井支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の <u>運営補助</u>																						
(略)	(略)																						
175	ウ (略) (5)～(7) (略) 様式・資料集 (略) 第 2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定 <u>(追加)</u> 第 2 資料 6 県関係要領等 緊急通行車両等の<u>事前届出</u>・確認手続等要領	ウ (略) (5)～(7) (略) 様式・資料集 (略) 第 2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定 <u>災害時における物資輸送に関する協定</u> 第 2 資料 6 県関係要領等 緊急通行車両等の確認手続等<u>実施要領</u>	協定の締結による追加 愛知県地域防災計画に合わせた修正及び表記の整理																				
179	第 5 章 要配慮者対策 第 2 節 要配慮者への対応	第 5 章 要配慮者対策 第 2 節 要配慮者への対応																					

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
180	【救護福祉部、ボランティア部】 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用	【救護福祉部、市民窓口部】 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報等の活用	組織改正に伴う修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
186	第2節 ライフライン 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	第2節 ライフライン 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
192	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。 (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。 (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。 (エ) (略) カ (略) (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び<u>消防職員</u>は、警察官がその場にいる場合に関り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。	会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。 (エ) (略) カ (略) (2) 自衛官及び消防吏員の措置 派遣を命じられた自衛官及び<u>消防吏員</u>は、警察官がその場にいる場合に関り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。	表記の整理
196	第 3 節 災害警備 4 市民等の役割 市民及び事業者は、自ら居住する区域において、警察署、<u>消防署</u>等と連携・協力し、犯罪等の予防・防止のため巡回パトロールを行う。	第 3 節 災害警備 4 市民等の役割 市民及び事業者は、自ら居住する区域において、警察署等と連携・協力し、犯罪等の予防・防止のため巡回パトロールを行う。	表記の整理
197	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみ・し尿対策 1 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年 3 月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示したものである。 2～4 (略)	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみ・し尿対策 1 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年 3 月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や<u>民間事業者</u>等との連携・協力等について、具体的に示したものである。 2～4 (略)	愛知県地域防災計画に合わせた修正
200	様式・資料集 (略) 第 2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時の一般廃棄物の処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 <u>(追加)</u>	様式・資料集 (略) 第 2 資料 5 協定等の締結状況 (略) 災害時の一般廃棄物の処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 <u>災害廃棄物等の処理に関する基本協定</u>	協定の締結による追加

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																									
201	第2節 がれき対策 様式・資料集 (略) 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定 <u>(追加)</u>	第2節 がれき対策 様式・資料集 (略) 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定 <u>災害時における災害支援レンタル機 材の供給に関する協定</u>	協定の締結に 基づく追加																																									
206	第10章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) (略) ア～ウ (略) エ 市内の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき (厚生労働大臣に事前協議を要する。) <u>(追加)</u>	第10章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) (略) ア～ウ (略) エ 市内の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。 <u>オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするとき。</u>	表記の整理																																									
207	(2)、(3) (略) 2 救助の種類 (略) <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>住宅の応急修理 (追加)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	(略)		(略)	(略)		住宅の応急修理 (追加)	(略)		(略)	(略)		(2)、(3) (略) 2 救助の種類 (略) <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><table><tr><td>住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td></tr></table></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	(略)		(略)	(略)		住宅の応急修理	(略)		<table><tr><td>住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td></tr></table>	住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理	(略)	(略)	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(略)	(略)	(略)	(略)		愛知県地域防災計画に合わせた修正
救助の種類	実施者																																											
	局地災害の場合	広域災害の場合																																										
避難所の設置	(略)																																											
(略)	(略)																																											
住宅の応急修理 (追加)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
救助の種類	実施者																																											
	局地災害の場合	広域災害の場合																																										
避難所の供与	(略)																																											
(略)	(略)																																											
住宅の応急修理	(略)																																											
<table><tr><td>住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td></tr></table>	住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理	(略)	(略)	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(略)	(略)																																						
住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理	(略)			(略)																																								
日常生活に必要な最小限度の部分の修理																																												
(略)	(略)																																											

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																													
209	第 4 編 災害復旧・復興計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 第 1 節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付	第 4 編 災害復旧・復興計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 第 1 節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付等	表記の整理																													
221	第 4 章 震災復興都市計画決定手続き 5 復興都市計画事業の都市計画決定 (1) 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。 <u>(追加)</u>	第 4 章 震災復興都市計画決定手続き 5 復興都市計画事業の都市計画決定 (1) 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。 <u>策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。</u>		愛知県地域防災計画に合わせた修正																												
226	計画資料 資料 2 マグニチュード（M）と地震の程度 <table><tr><td>マグニチュード(M)</td><td>地震の程度</td><td>過去の大地震</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7 ～ 8</td><td>・ かなりの大地震 (略)</td><td><u>(追加)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	マグニチュード(M)	地震の程度	過去の大地震	(略)	(略)	(略)	7 ～ 8	・ かなりの大地震 (略)	<u>(追加)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)	(略)	(略)	(略)	計画資料 資料 2 マグニチュード（M）と地震の程度 <table><tr><td>マグニチュード(M)</td><td>地震の程度</td><td>過去の大地震</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7 ～ 8</td><td>・ かなりの大地震 (略)</td><td><u>令和 6 年能登半島地震 (M7. 6)</u> <u>(令 6. 1. 1)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	マグニチュード(M)	地震の程度	過去の大地震	(略)	(略)	(略)	7 ～ 8	・ かなりの大地震 (略)	<u>令和 6 年能登半島地震 (M7. 6)</u> <u>(令 6. 1. 1)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)	(略)	(略)	(略)	情報の追加					
マグニチュード(M)	地震の程度	過去の大地震																														
(略)	(略)	(略)																														
7 ～ 8	・ かなりの大地震 (略)	<u>(追加)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)																														
(略)	(略)	(略)																														
マグニチュード(M)	地震の程度	過去の大地震																														
(略)	(略)	(略)																														
7 ～ 8	・ かなりの大地震 (略)	<u>令和 6 年能登半島地震 (M7. 6)</u> <u>(令 6. 1. 1)</u> 熊本地震（M6. 5、M7. 3） (略)																														
(略)	(略)	(略)																														
231	資料 3 著名な大地震 <table><tr><td>年月日</td><td>地 震 名</td><td>規模(M)</td><td>地域</td><td>被害状況等</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30. 9. 6</td><td>平成 30 年 北海道胆振 東部地震</td><td>6. 7</td><td>北海道胆振 地方中東部</td><td>死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月</td></tr></table>	年月日	地 震 名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	30. 9. 6	平成 30 年 北海道胆振 東部地震	6. 7	北海道胆振 地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月	資料 3 著名な大地震 <table><tr><td>年月日</td><td>地 震 名</td><td>規模(M)</td><td>地域</td><td>被害状況等</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30. 9. 6</td><td>平成 30 年 北海道胆振 東部地震</td><td>6. 7</td><td>北海道胆振 地方中東部</td><td>死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月</td></tr></table>	年月日	地 震 名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	30. 9. 6	平成 30 年 北海道胆振 東部地震	6. 7	北海道胆振 地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月
年月日	地 震 名	規模(M)	地域	被害状況等																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
30. 9. 6	平成 30 年 北海道胆振 東部地震	6. 7	北海道胆振 地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月																												
年月日	地 震 名	規模(M)	地域	被害状況等																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
30. 9. 6	平成 30 年 北海道胆振 東部地震	6. 7	北海道胆振 地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月																												

頁	修 正 前					修 正 後					備 考
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	20 日公表、消防庁第 35 報による) (追加)	令和 6.1.1	令和 6 年能登半島地震	7.6	能登半島沖	20 日公表、消防庁第 35 報による) 死者 341、負傷者 1,334、住家全壊 6,273、半壊 20,892、最大震度 7 (※令和 6 年 8 月 21 日公表、消防庁第 109 報による)	情報の追加
233	資料 5 東海地震に関連する情報発表時における災害対策本部組織体制・事務分掌					資料 5 東海地震に関する事前対策					表記の整理
252	資料 6 災害対策本部組織体制・事務分掌					資料 6 災害対策本部組織体制・事務分掌					組織改正に伴う修正
	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌			部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌			
	本部事務局 ◎総務部長 (追加) (略)	「本部班」 市民安全課	1～11 (略) 12 災害復興計画の企画立案 にすること。(総務班と協働する。)			本部事務局 ◎総務部長 ◎企画経営部長 (略)	「本部班」 市民安全課	1～11 (略) 12 災害復興計画の企画立案 にすること。(受援総括班、技術部と協働する。)			
	(略) 「総務班」 ◎総務課長 (追加) (追加) (追加)	「総務班」 総務課 (追加)	1～10 (略) (追加)			(略) 「受援総括班」 ◎総務課長 ◎財政課長 「動員班」 ◎人事課長 「本部長付」	「受援総括班」 総務課 財政課	1～10 (略) 11 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に関すること。 12 受援に係る費用の清算、弁償に関すること。 13 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関すること。			

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
		(追加)	(追加)	◎秘書課長	「動員班」 人事課	<u>1 職員の動員配置及び各部の配置調整に関すること。</u> <u>2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関すること。</u> <u>3 参集職員の把握に関すること。</u> <u>4 職員の被災状況に関すること。</u> <u>5 職員の給食及び衛生管理に関すること。</u> <u>6 人的応援の要請に関すること。</u> <u>7 各種応援受け入れ状況の集約に関すること。</u> <u>8 その他職員の動員に関すること。</u>	
		(追加)	(追加)		「本部長付」 秘書課	<u>1 見舞い者等への応接に関すること。</u> <u>2 記者会見に関すること。</u> <u>(報道班と協働する。)</u>	
	本部長付部長 ○企画政策部長 総括担当者 秘書課長	秘書課	<u>1 見舞い者等への応接及び秘書に関すること。</u> <u>2 記者会見に関すること。</u> <u>(報道班と協働する。)</u>	(削除)	(削除)	(削除)	
	動員部 部長	人事課	<u>1 職員の動員配置及び各部の配置調整に関すること。</u>	(削除)	(削除)	(削除)	

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	◎総務部長 総括担当者 ◎人事課長		2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の討、応援配備に関すること。 3 参集職員の把握に関すること。 4 職員の被災状況に関すること。 5 職員の給食及び衛生管理に関すること。 6 各種応援の要請に関すること。 7 各種応援受入状況の集約に関すること。 8 その他職員の動員に関すること。				
	情報管理部 部長 ◎企画政策部長 ○総務部長 (略)	「報道班」 (略)	1～3 (略) 4 総合相談窓口の設置に関すること。	情報管理部 部長 ◎企画経営部長 ○DX 推進部長 (略)	「報道班」 (略)	1～3 (略) 4 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。(広報伝達班と協働する。)	
		「広報伝達班」 (略)	1～4 (略) 5 総合相談窓口の設置に関すること。(報道班の応援)		「広報伝達班」 (略)	1～4 (略) (削除)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	市民窓口部 部長 ◎財政部長	「窓口班」 管財契約課 財政課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。(ボランティア部、会計部の応援を	市民窓口部 部長 ◎市民生活部長	「窓口班」 戸籍住民課 契約管理課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。(市民窓口部ボランティア班、会計	

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	○市民生活部長 (追加)	戸籍住民課	受け活動する。) 2～5 (略) 6 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に関すること。 7 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関すること。	○総務部長 ○総務部参事 ○こども未来部長	子育て推進課	部の応援を受け活動する。) 2～5 (略) (削除)	
	総括担当者 「窓口班」 ◎管財契約課長 ○財政課長 ○戸籍住民課長	(略)	(略)	総括担当者 「窓口班」 ◎戸籍住民課長 ○契約管理課長	(略)	(削除)	
	(略)	(追加)	(追加)	子育て推進課長	「ボランティア班」	1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。 2 NPO・ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整に関すること。 3 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。 4 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 5 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部窓口班の応援) 6 総合相談窓口の設置に関すること	
	(追加)			(略)	市民生活課		
	(追加)			「ボランティア班」 ◎市民生活課長			
		(追加)	(追加)	「多様性支援班」 ◎多様性社会推進課長	「多様性支援班」 多様性社会推	1 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 2 多様性や男女共同参画の	

頁	修 正 前			修 正 後			備 考	
					進課	視点による避難所運営に対する助言に関すること。		
	技 術 部 (略)	「公共土木班」	(略)	技 術 部 (略)	「公共土木班」	(略)		
	総括担当者 「公共土木班」 (略)	(略)	(略)	総括担当者 「公共土木班」 (略)	(略)	(略)		
	下水建設課長 (追加)	<u>下水建設課</u> (追加)		下水建設課長 <u>土木管理課</u>	<u>土木管理課</u>			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	避 難 部 部 長 (略)	(略)	(略)	避 難 部 部 長 (略)	(略)	(略)		
	○文化スポーツ 部長	<u>文化・生涯学</u> <u>習課</u>		○いきがい創生 部長	<u>いきがい推進</u> <u>課</u>			
	総括担当者 (略)	(略)	(略)	総括担当者 (略)	<u>いきがい推進</u> <u>課長</u>	(略)		
	<u>文化・生涯学</u> <u>習課長</u>							
	救護福祉部 部 長 (略)	「救護班」	(略)	救護福祉部 部 長 (略)	「救護班」	(略)		
	○青少年子ども 部長	(略)		○こども未来部 長	(略)			
		<u>子育て推進課</u> (略)			<u>(削除)</u> (略)			

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	(略) 総括担当者 「救護班」 (略) <u>○子育て推進課長</u> こども家庭支援課長 (略) 「要配慮者班」 <u>◎地域福祉課長</u> (追加) <u>○介護・高齢福祉課長</u> (略)	「要配慮者班」 <u>地域福祉課</u> (追加) (略)	(略)	(略) 総括担当者 「救護班」 (略) <u>(削除)</u> <u>○こども家庭支援課長</u> (略) 「要配慮者班」 <u>◎福祉政策課長</u> <u>○地域共生推進課長</u> 介護・高齢福祉課長 (略)	「要配慮者班」 福祉政策課 <u>地域共生推進課</u> (略)	(略)	
	<u>物資供給部</u> 部長 (略) <u>○文化スポーツ部長</u> 総括担当者 (略) <u>スポーツ課長</u>	(略) <u>スポーツ課</u>	<u>(追加)</u> <u>1</u> 食糧及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する こと。 <u>2</u> 食糧及び生活必需品の受 入れ、仕分け、搬送及び供 給に関すること。 <u>(追加)</u> <u>3</u> 炊き出しに関すること。 <u>4</u> 農業用水（新木津（高山 制水門及び兵田堰以外）、上 条、高貝、愛知用水）の確	<u>物資供給部</u> 部長 (略) <u>○いきがい創生部長</u> 総括担当者 (略) <u>文化スポーツ振興課長</u>	(略) <u>文化スポーツ振興課</u>	<u>1</u> 物的応援の要請に関する こと。 <u>2</u> 食糧及び生活必需品の調 達、確保及び管理に関する こと。 <u>3</u> 食糧及び生活必需品の受 け入れ、仕分け、搬送及び 供給に関すること。 <u>4</u> 物資集配拠点に関するこ と。 <u>5</u> 炊き出しに関すること。 <u>6</u> 農業用水（新木津（高山 制水門及び兵田堰以外）、上 条、高貝、愛知用水）の確	

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
			認巡視及び応急対策に関する こと。 <u>5 その他物資の調達、供給 に関すること。</u>			認巡視及び応急対策に関する こと。 <u>7 その他物資の調達、供給 に関すること。</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>ボランティア部 部 長 ◎市民生活部長</u> <u>総括担当者 ◎市民活動推進 課長</u>	<u>市民活動推進 課</u>	<u>1 春日井市社会福祉協議会 との委託契約の締結に関する こと。</u> <u>2 NPO・ボランティア関 係団体及びボランティア等 との連絡調整に関するこ と。</u> <u>3 災害救援ボランティアコ ーディネーターとの連絡調 整に関すること。</u> <u>4 被災外国人に対する情報 提供及び相談に関するこ と。</u> <u>5 海外からの応援協力等に 対する連絡調整に関するこ と。</u> <u>6 電話による被害通報の受 付に関すること。(市民窓口 部窓口班の応援)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	